

開 議

○蒲生光男議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、中井 晃商工振興課長が欠席のため、竹田利弘市街地活性化主幹兼補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、12月4日の本会議において、各常任委員会及び特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、議案4件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていたき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

全議案の審議終了後、議長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○蒲生光男議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第79号 長井市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外12件

○蒲生光男議長 日程第1、議案第79号 長井市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第86号 平成24年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの13件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成24年第5回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月12日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員及び当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第79号 長井市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、公聴会参加者等に関する費用弁償について定めた地方自治法207条が改正され、これまで議会の委員会では認められなかった参考人の召致及び公聴会の開催が本会議でも認められることとなり、実費弁償の対象となる者について定めた長井市証人等の実費弁償に関する条例の第2条において、地方自治法の各規程を引用して所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、議案第79号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案は、地域手当の新設が改正の主な内容で、このたび地方自治法第252条の17に基づき、被災地である仙台市からの要請により、11月から2カ月間職員派遣を行うことになったが、派遣先が地域手当対象地域であることから、派遣職員に不利益が生じないよう、所要の改正を行うため提案されたものです。

採決の結果、議案第80号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案は、東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、配偶者、子、父母、孫または祖父母がいない場合に限り、死亡した者と同居または生計を同じくした兄弟姉妹を新たに給付対象者に加える改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、煩雑な確認作業等が想定されるが、どのように判断しているものかと質疑がなされ、総務課長からは、判定の権限は市町村にあると伺っており、また弔慰金に国県の交付金が含まれ、さらに交付対象として認める認めないについては、不服があれば申立制度もあることから、遺漏のないよう確認しな

ければならないと思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第83号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号 国に対し、消費税増税の実施中止を求める意見書提出についての請願についてご説明申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇話会代表世話人、今泉義憲氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、さきに民主党野田内閣、自民党、公明党は消費税を10%に引き上げることを柱とした一体改革関連法案を成立させたが、社会保障の解体に道を開くもので、到底認めることができない。消費税が10%になった場合、生活費、年金や医療の社会保障料や住民税の年少扶養控除廃止などを加えると3万8,000円も負担増になるとの政府試算もあり、長期にわたる不況のもと、地域経済、国の財政をさらなる危機に陥れる。社会保障の拡充と財政危機打開は富裕層や大企業などに応能負担を求めるべきであり、国に対し消費税の増税実施を中止するよう意見書の提出を求める内容のものであります。紹介議員からは、この法律には国民総所得を勘案して、景気が悪いと判断した場合は導入しないという附帯事項があるとの補足説明がなされました。

質疑に入り、委員からは、社会保障の解体に道を開くとあるが、この考え方を聞きたいとの質疑がなされ、紹介議員からは、消費税を増税させることは決まったが、社会保障をどうするかは国民会議での検討が始まったばかりで、ただ分だけ決めて中身も決まらず、果たしてそれで間に合うのかということもなく、おかしな状況になっている。また、諸外国の税率や制度の導入も検討しなければならないのではという話が出始めるなど、保険や介護は一体どうなるのか不安で仕方がないとの説明を受けたところです。

委員からは、社会保障の拡充と財政危機打開のために富裕層や大企業に応分の負担を求めるといふが、具体的にどういふことか伺いたいとの質疑がなされ、紹介議員からは、共産党では、まず所得税、住民税、相続税の最高税率を引き上げ、富裕税などを創設することを考えている。税金は、負担能力に応じて所得の多い人が多く納め、少ない人は少ないなりにというのが原則で、高所得者の社会保障料の見直し、法人税見直し、大企業優遇税の見直しなどを求め、国民には負担を強くないことを言っている。ダム建設や大都市の道路など、不要な大型公共事業の見直しなどで、消費税を上げなくても十分やっつけられるという考え方であるとの答弁を受けたところだ。

質疑終了後、委員からは、今国民が消費税に対しての審判を選挙を含めて悩んでいる最中でもある、増税そのものの反対や中止を求める部分と無駄遣い等の使い道の部分をきちんと勉強し、国に対し意見を述べる必要があるため、継続審査を求めるとの動議が出されましたが、挙手少数で否決となりました。

討論に入り、委員からは、新しい政権の枠組みや国民会議での検討の推移などを十分に見きわめてから判断すべきである。同時に、日本の借金まみれの体質をどうするかなどのトータルな議論も必要である。こうした政権の推移や3党合意による弾力条項も含め、政府が国民に劣悪な生活を強いるなどの無責任なことをすると理解できず、本請願は不採択にすべきものであるとの意見が出されたところだ。

また、委員からは、この法律は将来の日本の社会保障制度を守っていく一体改革であると理解している。現在国民会議でも議論がされている最中であり、また先進国の事例や低減税率なども慎重に考えるべきで、これ以上子や孫にツケを回さないということで、本請願には反対するとの意見が出されたところだ。

採決の結果、請願第7号は、挙手少数で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第79号 長井市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第3、議案第83号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第79号 長井市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第80号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第83号 災害弔慰金の

支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第7号 国に対し、消費税増税の実施中止を求める意見書提出についての請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 私は、西置賜革新懇話会が提出した、国に対し、消費税増税の実施中止を求める意見書の提出の請願を採択すべきとして、賛成の意見を申し上げます。

第1に、この不況下で消費税が10%に引き上げられたなら、市民の暮らしも商売も成り立たなくなると思われるからです。政府の発表では、2000年から12年間に勤労世帯の収入が月5万円から7万円も減っているとしています。これは内需を冷え込ませ、深刻な不況の大きな原因になっているのです。

また、政府の試算によれば、消費税が10%になれば、4人世帯で年11万5,000円の負担増になり、保険料その他の負担増を加えれば、1世帯、年33万8,000円も負担がふえるとしています。これでは経済の底が抜け、どうにもならなくなることは、誰が考えても明らかではないでしょうか。

第2に、消費税増税は社会保障の改革と一体でやられることになっており、新たに発足する社会保障制度改革国民会議で具体化されることになっています。その基本的な考え方は、社会保障から自己責任に切り替えるものとなってお

り、その内容は、年金では支給額の引き下げ、支給開始年齢を68歳から70歳に先送り。医療では、後期高齢者医療制度の温存、70歳から74歳の医療費窓口負担を2倍に。介護では、保険料引き上げ、利用料は1割から2割へ。保育では、公的責任を捨てる子ども・子育て新システムの導入などが目指されています。消費税は社会保障のためとありますが、やろうとしていることは社会保障の切り下げそのものです。

第3に強調したいことは、社会保障も財政再建も消費税に頼らないでやれる道があることです。それは、一切の無駄を省き、富裕層や大企業への減税をやめ、力のある者が応分の負担をするという税制の原則を徹底すること。また、国民の所得をふやすことで税収も上がるようにすれば、それは可能となります。

第4に、消費税はみんなが平等に負担するので公平だという論がありますが、大企業は1円の負担もする必要がなく、輸出した場合、仕入れにかかった消費税を国から返してもらう制度になっています。一方、中小・零細業者は消費税を売り上げに転嫁できず、自腹を切る状況になっています。しかも、収入の少ない層には負担が重くのしかかる税制です。公平どころか、最も不公平な税制と言わなければなりません。

第5に、西置賜革新懇話会が3月議会に提出した同趣旨の請願を、本議会は圧倒的多数で可決しております。

以上の点から、私はこの請願は採択すべきと考え、賛成意見とします。どうぞご賛同くださいますようお願いいたします。

○蒲生光男議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第7号について、総務委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第7号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○蒲生光男議長 起立少数であります。よって、請願第7号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成24年第5回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件、請願1件について、審査しました経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者及び紹介議員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第82号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市道照寺平スキー場の施設整備の現況に基づき、所要の改正を行うため提案をされたものです。

審査に際し、生涯スポーツ課長からは、道照寺平スキー場の夜間照明設備の整備については、平成21年度から23年度に行われたスキー場拡張整備事業の中で整備できなかった。現在、道照寺平スキー場整備促進協議会役員会において、3号リフトの移設整備の要望が出されており、今後その移設整備の検討とともに夜間照明設備の設置について検討していくとの説明がありました。

質疑に入り、委員からは、平成21年度から2シーズン休止してスキー場拡張整備事業を行っ

たわけだが、その期間中には既に夜間照明設備ができるかできないかはわかっていたと思われる。その間になぜ条例改正をしなかったのか。また、夜間照明設備が当初の計画どおりできないことを、当時、総務・文教常任委員会に報告したのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、平成23年3月議会で、白山森スキー場の廃止に伴って、条例からの削除と同時に道照寺平スキー場に夜間照明設備をつけるという計画であったので、条例に上げさせていただいた。当初計画を実施すべく整備に入ったが、3号リフトの設置位置の変更によるゲレンデ整備等に予算がかかり、夜間照明設備の工事ができなくなってしまった。私からは、常任委員会に説明はしていなかったように思う。夜間照明設備ができないとなった時点で条例改正も協議したが、その時点では数年のうちに夜間照明設備をつけるという計画があり、また条例から外すことは地元の方々にご心配をおかけするのではないかと考え、改正はしなかったとの答弁を受けました。

また、委員からは、数年のうちということで、早く平成26年度あたりには整備できるだろうという考えだったが、環境が変わって、おおむね5年先になるのは必至だという理解でよいのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、3号リフトを再度移設をするという前提であれば、遅くなるのはいたし方がないという状況である。道照寺平スキー場整備促進協議会や長井市スキー連盟で3号リフトを移設しなくてもよいという判断がなされれば、早ければ平成26年度に向けて取り組みを進めていきたいと考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、現在保管している照明設備を設置するときに、3号リフトを移設する場合としない場合とで費用はどのくらい違うのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、3号リフトを移設しない場合は、13基の照明設